

# わが国の情報通信政策の現状と課題

—情報通信革命の行方を探るために—

三 谷 真

[ 1 ]

近年のパソコンや携帯情報端末、また移動体通信機器などの情報通信分野の、ハードとソフト両面における急速な技術革新は、欧米やわが国に「情報通信革命」<sup>1)</sup>をもたらそうとしている。とくに、パソコン通信やインターネットあるいはイントラネットといった「電脳」ネットワークの発達は、既存のビジネスのあり方や我々の生活スタイルを大きく変えると言われて<sup>2)</sup>いる。そして、新たなリーディング産業の興隆という意味で期待されても

---

1) 『通信白書 平成8年版』では、「世界情報革命」という言葉が使われている。

2) 電子情報ネットワークが社会に与える影響については、以下のものを参照。

Howard Rheingold; *The virtual Community*, 1993 (邦訳『バーチャルコミュニティ—コンピュータ・ネットワークが創る新しい社会—』三田出版界, 1995年)

Clifford Stoll; *Silicon Snake Oil*, 1995 (邦訳『インターネットはからっぽの洞窟』草思社, 1997年)

岡部一明『インターネット市民革命』(御茶の水書房, 1996年)

粉川哲夫『もしインターネットが世界を変えたら』(昌文社, 1996年)「テクノロジーとは、単なる手段や道具ではない。一つのテクノロジーには、それ特有の文化やライフスタイルがセットになっている。だから、そうした文化やライフスタイルを受け入れる条件がととのっていないところに新しいテクノロジーが導入されても、それは、ただの一時的な流行で終わってしまう。」126頁。

また、携帯電話やPHSなどの文化的な側面について論じたものとして、藤本義一

いる。

そのような中で、「情報通信ネットワーク内のビジネス空間・社会的空間を提供し、その中で一般消費者、製造業者、サービス業者、各種団体等の取引(商品の受発注、決済等)・相互交流を実現するネットワークビジネス」(電気通信審議会答申、1997年2月)である「サイバービジネス」が注目されている。

例えば、そうしたサイバービジネスの一つであるインターネットビジネスなるものを見てみよう。ここで言うところのインターネットビジネスとは、ここ数年何かと話題になっているインターネットを利用した企業間取り引きや消費者向けの通信販売などを考えてもらえばいい<sup>3)</sup>。

もう少し詳しく見るならば、インターネットビジネスはインフラ系ビジネス、サービス系ビジネス、サービスのインフラ系ビジネス、サポート系ビジネスの四つに分類できるだろう<sup>4)</sup>。例えば、インフラ系ビジネスにはサーバーやワークステーションなどのパソコンや携帯端末、あるいはインターネット電話・TVといったハードウェアと、ネットワーク関連(ネットワーク運用・管理、セキュリティシステム、課金・認証システムなど)、Web関連(インターネットサイトの運用・管理、ホームページ作成ソフトなど)、ブラウザや電子メール関連のソフトウェアビジネスがある。

サービス系ビジネスとしては、オンライン通販、オンライン出版やオン

---

『ポケベル少女革命』(エトレ、1997年)

富田英典・藤本義一・岡田朋之・松田美佐・高広伯彦『ポケベル・ケータイ主義』(ジャストシステム、1997年)

3) インターネットの歴史については、多くの出版物が刊行されているが、とりあえずは以下のものを挙げておく。

村井純『インターネット』(岩波新書、1996年)

古瀬幸広・広瀬克哉『インターネットが変える世界』(岩波新書、1996年)

西垣通『インターネットの五年後』(光文社、1996年)

半田正樹『情報資本主義の現在』(批評社、1996年)とくに第四章「インターネットのビジネス利用」。

4) <http://www.global-assist.co.jp> のホームページを参考にした。

ライン広告といったもの。また、予約受付（ホテル、航空券、劇場など）、情報提供・仲介、顧客管理、マーケティングリサーチ、人材募集など。サービスのインフラ系ビジネスとしては、電子マネーなどの電子商取引関連やプロバイダービジネスなど。そして、サポート系ビジネスとしては、ホームページ作成代行、各種コンサルティング、情報誌発行、人材派遣、各種代行業などが考えられる。

その現況は、電子マネーのようにまだ実験的な段階のものから、それなりに収益を上げているオンライン通販までさまざまであるが、『通信白書平成9年版』によると、こうしたインターネット上の店舗数は96年の985店から97年には2000店を超えるまでに急増しているが、店舗の収支状況は赤字が半数以上を占めており、まだ端緒についたところと言ってよいだろう。

だが、この分野へのこれからの参入はますます増えていくことが予想されている。それが事実だとすれば、本当にサイバービジネスは今までのビジネスのあり方や方法を大きく変えていくのだろうか。変えていくとすれば何をどのように変えていくのだろうか。確かに、例えばネットワーク上で電子マネーが普通に利用されるようになれば、企業間の取り引きは今まで以上に効率的になる。また、既存の銀行業務の一部は不要になるかもしれない。企業内電子ネットワークであるイントラネットの整備によって電子メールなどで積極的な活用はビジネスの効率化を促進するだろう。

あるいは、SOHO (small office home office) といったような電子ネットワークがなければできないような新しい分野も生まれつつある。しかし、書籍のオンライン通販が順調にその売上げを伸ばしているからといって、書店が街から姿を消すとは思えないし、電子メールの利用が進んだからといって電話やファックスが廃れるわけではない。

電子ネットワークの発達企業が企業経営や企業間取り引きのさらなる効率化や既存業務の転換・廃止、そして新たなビジネスチャンスの創造を促進することは間違いない。そして、そこから、わが国の産業構造や日本の商慣行で言い表される日本型流通構造は変革されていくのだろうか。例えば、

流通に限定して言うと、インターネットによるオンライン通販が今までの通販ビジネスを淘汰し、まったく新しい取引方法や在庫・物流システムを作り出すことになるのだろうか。そうなれば、まさに「革命」と呼ばれるのにふさわしい事件となるだろう。

ところで、これらの情報通信分野の急速な成長は、市場の中から自然に生まれたものではない。もちろん、情報通信産業の激しい国内・国際競争が技術革新をもたらしたことは違いないが、それをリードしてきたのは80年代以降のわが国の情報通信政策に拠るところが大きい。

周知のように、わが国では多くの産業に各種の規制がしかれており、日米貿易摩擦に端を発した動きの中で、規制緩和が重要な政治・経済課題になってきている。この規制緩和という経済政策の流れの中で、情報通信分野もその恩恵に浴しているのである。例えば、日本電信電話公社のNTTへの民営化とそれに続く競争体制の導入。そして、96年に決まったNTTの分割など。96年度の数字で見ると、第一種電気事業への参入企業は、国内通信と国際通信を合わせて138社。第二種電気事業では、特別と一般を合わせて4726社となっている。(表1)。

本稿では、以上のような情報通信革命のこれからを探るための第一段階として、わが国の情報通信政策と情報通信行政の現状について見てみよう。

## [ 2 ]

わが国の情報通信行政は郵政省をその主管としており、したがって情報通信政策も郵政省を中心に決定されると言ってもよい。法体系としてその中心をなすのは、放送法・有線テレビジョン法・電気通信事業法・国際電信電話株式会社法(KDD法)・日本電信電話株式会社法(NTT法)のいわゆる郵政行政六法である。

電気通信事業法は、「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするにより、電気通信役務の円滑な提供を確保す

表1 電気事業者数

(単位：社数)

区別			年度末	7年度	8年度	増減	
電 気 通 信 事 業 者	第 一 種	国	NTT		1	1	0
			NTT DoCoMo等		9	9	0
		内 新 事 業 者	長距離系		3	3	0
			地域系		16	28	12
			衛星系		2	2	0
			移動系		90	90	0
		国 際	KDD		1	1	0
	新事業者（うち衛星系）		4(2)	4(2)	0		
	計			126	138	12	
	第 二 種	特別（うち国際特別）		50(37)	78(56)	28(19)	
		一般		3,084	4,510	1,426	
		計		3,134	4,588	1,454	
	計			3,260	4,726	1,466	
放 送 事 業 者	地 上 系	NHK		1	1	0	
		放送大学学園		1	1	0	
		民間放送		222	266	44	
		計		224	268	44	
	衛 星 系 (N H K を 除 く)	通 信 衛 星 利 用	委 託	テレビジョン	11	56	45
				音声	2	7	5
			受託	2	2	0	
		計		17	67	50	
	計			241	335	94	
	ケーブルテレビ事業者			641	696	55	
郵便事業			1	1	0		

郵政省資料により作成

出所：通信白書 1997年版

るとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的」(第一条)とし、通信事業を第一種（電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供

する事業)と第二種に区分し、事業者は郵政大臣の許可を得なければならないものとなっている。

つまり、わが国では電気通信事業は国による許可がなければできないのである。米国が1934年通信法(Communications Act of 1934)を大改正し、「米国の電気通信消費者のために、より低い価格とより高い質のサービスを保証し、新しい電気通信技術の迅速な発展を進めるために、競争を促進し、規制を緩和することを目的」とした1996年電気通信法(Telecommunications Act of 1996)を制定したのとは異なり、電気通信事業法そのものの改正はおこなっていない。

大店法の規制緩和と同じように、原法の制度(この場合は許可制)は残したままで、段階的に規制の網を緩めるといふ、日本的規制緩和の方法を踏襲している。省庁の許認可権にまつわる既得権益を放棄しないためである。郵政省電気通信審議会が出した答申『情報通信21世紀ビジョン —21世紀に向けて推進すべき情報通信政策と実現可能な未来像—』(1996年9月、以下『21世紀ビジョン』)が指摘するように、わが国には「光ファイバをはじめとする他の様々なネットワークインフラの整備、アプリケーションの開発・普及、ネットワークインフラとアプリケーションの高度化を支える情報通信技術の研究開発等、情報通信基盤を構成する様々な要素について長期的展望に立った包括的な政策はこれまで十分には確立されていなかった」<sup>5)</sup>と言えるだろう。

もちろん、こうした段階的な規制緩和が何ももたらさなかったと言うのではない。新規参入規制や外資規制を撤廃した今回(97年度)の「第二次情報通信改革」は、国内長距離通信の日本テレコムと日本国際通信の合併(10月1日)をもたらし、これからの通信事業での国内・国際競争はますます激しくなるだろう。

この第二次情報通信改革が21世紀に向けての、わが国の当面の情報通信

---

5) 以下、「答申」からの引用については、本文を郵政省のホームページからダウンロードしたので、ページ数については明示しない。

政策の柱となるのだが、その内容を見る前に、第一次の情報通信改革について触れておこう。

### [ 3 ]

郵政省が言うところの「情報通信改革」は、つまるところ、すでに述べたように規制緩和を推進し、電気通信市場での競争を促進させることなのであるが、その第一次情報通信改革は1985年に始まっている。正確には、前年の日本電信電話公社の民営化による日本電信電話株式会社（NTT）の誕生と、それに伴って生まれた日本電信電話株式会社法（NTT法、12月25日施行）からである。

周知のように、NTT民営化の目的は、通信事業への新規参入を認めることであった。1986年には、DDI、日本テレコム、日本高速通信が長距離通信に参入している。国際通信には、89年にKDDの牙城を崩すべく、日本国際通信、国際デジタル通信が参入している。

簡単な年表にしてみた。

1985年	NTT 民営化
1986年	長距離通信に DDI、日本テレコム、日本高速通信が参入
1988年	NTT データ通信発足（データ通信部門の分離） 日本移動通信、セルラー各社による携帯電話サービスを開始
1989年	国際通信に日本国際通信、国際デジタル通信が参入
1990年	NTT 分割問題の凍結（5年間の先送り）
1992年	NTT ドコモ発足（移動体通信部門の分離）
1993年	DDI が株式上場
1994年	携帯電話の売り切り制解禁
1995年	PHS サービス始まる（NTT、DDI、日本テレコムなど）
1996年	NTT 分割決定
1997年	NTT 国際通信発足 日本テレコムと日本国際通信が合併

（『週刊ダイヤモンド』6/14号に加筆して作成）

この第一次情報通信改革の成果は、NTTの再編(分割)を答申した『日本電信電話株式会社の在り方について—情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて—』(郵政省電気通信審議会 1996年2月,以下『NTT答申』)では、次のように述べられている<sup>6)</sup>。

#### (1)多数の事業者の参入

「昭和60年4月以前の電気通信事業者は、電電公社とKDDの二社であったが、競争が導入された結果、NCCは急速に増加した。表1を見れば、このことは明らかである。

#### (2)競争分野の料金の低廉化

例えば、長距離電話料金(東京・大阪)は85年の400円から、94年には180円となった。国際電話では、それ以上の値下げ幅となっている。

#### (3)サービスの多様化, 料金体系の多様化

テレチョイス(市外通話などの月決め割引)やテレホーダイ(特定時間帯月決め定額制)といった各種割引サービス, 三者通話や迷惑電話お断りサービスといった新しいサービスが行われるようになった。

#### (4)設備投資等我が国の経済発展への寄与

情報通信産業の市場規模で見ると、85年の14.5兆円から94年の24.5兆円へ。名目GDP比率で、4.5%から5.4%へと伸びている。設備投資で見ると、85年の2.2兆円から94年の3.8兆円へ。全企業の設備投資に占める比率は、8.7%から9.2%へ。雇用者数で見ると、85年の72万人から94年の103万人へ。全雇用者に占める比率は、1.2%から1.6%となっている。

#### (5)移動体通信分野の飛躍的な発展

携帯電話の加入数は、84年末の4万台から、85年末の213万台、86年末の433万台と飛躍的に伸びている。

これら(4)、(5)の数字が引き続き増えていることは言うまでもない。料金についても、98年には認可制から自由料金制に移行する予定になっている。

---

6) 第2章「我が国の情報通信市場の現状と課題」、一節「第1次情報通信改革の成果」。

こうして見ると、確かに第一次情報通信改革は大きな成果を上げてきたと言えるだろう。とくに、新規参入を促し、情報通信市場をそれまでのNTT 独占体制から競争市場へと転換させたことは評価されてよい。

その一方で、課題も多く残っている。上述の答申は今後の課題として次のようなもの挙げている。項目だけを列挙してみよう。

- (1) 独占分野での料金低廉化（引上げから低廉化へ）
- (2) 内外価格の解消
- (3) サービスの多様化等
- (4) 地域通信分野の競争促進
- (5) 公正有効競争の促進
- (6) 相互参入の促進
- (7) 国際競争力の向上
- (8) 情報化格差の解消
- (9) 研究開発の向上
- (10) コンテンツの発展

これらの課題をどこまで達成できるのか。それは、今回の第二次情報通信改革にかかわっている。

#### [ 4 ]

その第二次情報通信改革の中身であるが、それは一言で言うなら、『21世紀ビジョン』で述べられているように、「電気通信市場における一層の競争を促進するため、規制緩和、接続の円滑化、NTT の再編成を三位一体で実施」することである。とくに、99年に予定されているNTT の再編成＝分割が目玉になるであろう。

『21世紀ビジョン』では、続けて、「さらに21世紀に向けた「次の段階」として、料金のインセンティブ規制の導入、番号ポータビリティの導入、接続ルールの見直し、加入者系無線アクセスの整備推進等の施策を推進す

べきである」としている。この「電気通信市場の改革」以外では、デジタル化による放送革命、通信・放送の融合、ニュービジネスの振興を第二次情報通信改革の柱としている。

『NTT 答申』では、第 3 章に「第二次情報通信改革の姿」として、国民利用者にとって望ましい姿、情報通信産業のダイナミズム創出、情報通信産業の活性化と合わせて確保が必要な課題の三つを挙げている。

項目を見てみると、「国民利用者にとって望ましい姿」には、以下の七つ。

- (1) 多様なサービス
- (2) 料金の低廉化
- (3) 安心して利用可能
- (4) 簡便な利用等
- (5) ユニバーサルサービスへのアクセス機会の保障
- (6) 個人の情報発信の拡大
- (7) 福祉サービスの確保

「情報通信産業のダイナミズム創出」では、

- (1) 相互参入の促進
- (2) 多様なネットワークの形成
- (3) 地域の競争の促進
- (4) 接続の確保
- (5) 国際競争力の向上
- (6) 研究開発力の向上
- (7) ネットワークビジネスの推進
- (8) NTT のボトルネック独占への対処

「情報通信産業の活性化と合わせて確保が必要な課題」では、

- (1) ユニバーサルサービスの確保
- (2) 災害時その非常時の通信の確保
- (3) 消費者行政の推進

となっている。

それぞれの課題についてさらに項目を分けて、かなり詳しい解説がなされているのが、この答申の特徴となっている。

時期的には一番最近出された『通信白書 平成9年版』では、次の四つが柱となっている<sup>7)</sup>。

- 1 公正有効競争体制の整備
- 2 サイバービジネスの振興
- 3 マルチメディア社会に対応した通信の高度化・多様化の推進
- 4 情報通信の利用環境の整備

1の「公正有効競争体制の整備」については、

- (1) NTTの在り方の検討
- (2) 接続政策の推進
- (3) 規制緩和の推進
- (4) ユニバーサルサービス・料金の在り方の検討
- (5) 電気通信番号の在り方に関する検討

が具体的な内容としてあげられている。

(3)規制緩和の推進の主な中身は、まず、国内専用線の利用自由化(「公一専一公」接続)が96年の9月に認可され、国際線でも本年度中に自由化する予定である。二番目には特別第二種電気通信事業の規模基準を緩和すること。三番目には、第一種電気通信事業者の提供する移動体通信の料金を事前届出制の対象とし、「電気通信事業法施行規制」の改正・施行をおこなっている。

本年度中に実施された、あるいはされる規制緩和としては、KDD法を改正し、KDDの国内電気通信業務への参画を認めること。これは、すでに述べたように、日本国際通信との合併によってすでに実現されている。また、移動体通信で一つの免許により複数の無線局が開設できるように、電波法を一部改正すること、電気通信法から「過剰設備防止条項」を削除するこ

---

7) 第2章「情報通信行政の動向」、3節「第二次情報通信改革に向けた電気通信行政の推進」。

と、NTT、KDDを除く第一種電気通信事業者について、無線局も含め一切の外資規制を撤廃すること（10月1日実施）などである。

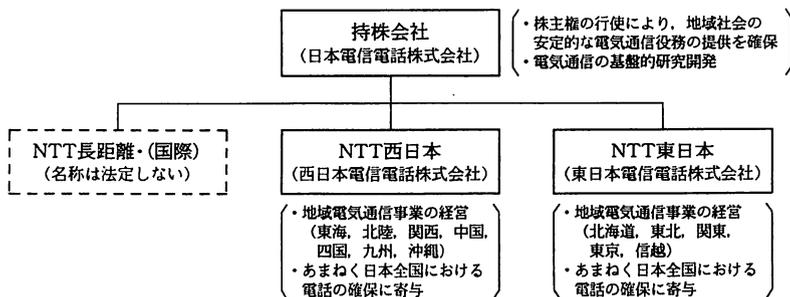
NTTの分割については、節を改めて見てみよう。

## [ 5 ]

NTT分割は、すでに何度となく議論されてきているが、90年には結論が5年先送りされ、96年にようやく一つの結論がでたのである。しかし、実施は3年先に延ばされている。このあたりは、大店法の規制緩和と同じやり方である。一挙に廃止するのではなく、経済状況や政治状況、また、世論を睨みながら、段階的におこなうのである。

今回の分割（まだ、実施されていないから、分割案）では、NTTは、持ち株会社（日本電信電話株式会社）の下に、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）と東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、そして名前が法定されていないが長距離会社の三つに再編成される（図1）。持ち株会社は、「地

図1 NTT分割



- (参考) 1. [ ] は特殊会社, □ は民間会社。  
 2. 持株会社は、NTT東日本、NTT西日本の株式を100%保有する。  
 また、NTT長距離・(国際)の株式を当分の間100%保有する。  
 3. NTTは、再編成前においても子会社方式により国際通信業務への進出を可能とする。

出所：『通信白書』97年版より

域会社の株式の総数を保有し、株主権を行使することにより、地域会社の提供する電気通信役務の安定的な提供の確保を図るとともに、基盤的な研究を推進する特殊会社」となり、両地域会社は、「地域電気通信事業を営み、あまねく日本全国における電話の確保に寄与する特殊会社」。長距離会社は、「民間会社として、新たに国際通信にも進出し得るもの」となっている。この国際通信への参入は、NTT 分割以前でも可能とされている。すでに、NTT は国際通信をおこなう子会社（NTT 国際通信）を、いわば前倒しで本年度の9月に設立している。

NTT の分割が、電気通信市場での競争体制の構築を目的としていることは言うまでもない。『NTT 答申』はこの点を、「NTT の地域通信網のボトルネック独占の解消」ということで説明している。「地域通信網のボトルネック独占」とは、「ほとんどすべての情報通信サービスが、独占的な地域通信網を経由することによって、はじめて供給できる状態」のことを言う。このボトルネック独占は、公正競争を損ない、コスト削減やサービス向上のインセンティブを奪い、多元的な競争に基づく産業のダイナミズムの創出を困難にすると捉えられている。

アメリカでは、A T & T の分割は1984年におこなわれている。これは1949年に始まる司法省と A T & T の長きにわたる闘いの結果であるから<sup>8)</sup>、単純に比較はできないが、電気通信市場における競争の確保はかなり早い時機からの経済的・政治的課題だったのである。日本の場合は、そもそもが国によって作られた独占であった。民営化されたのが、A T & T 分割の翌年の85年。その後、A T & T が反トラスト法でその独占力の行使を問われたようには、独占禁止法上で何ら問題にされることなく、独占の地位を保持しつづけてきた。

それが、80年代後半からのわが国への国際化・自由化の強烈な外圧の中で、情報通信市場も例外とはなりえなかった。しかし、競争者は参入して

---

8) 詳しくは、西村博文「1996年米国電気通信法制定の意義と意味」（『財界展望』野村総合研究所、1996年9月号）を参照。

きてはいるが、今でも、NTT は従業員18万強、電話回線6150万、売上げ 8 兆 8 千億円、経常利益4400億円（数字はいずれも97年度）の「世界最大の電気通信事業会社」なのである。

分割によって、その絶対的な地位が揺らぐのだろうか。NTT を迎え撃つ他の競争者は、国際の IDC、長距離の日本テレコム、移動体の IDO を擁するトヨタ系グループ。同じく、ITJ、日本テレコム（10月1日に合併）、デジタルホンを擁する JR 系グループ。KDD、DDI、セルラー10社を擁する KDD・京セラグループである。これらが四つどもえになって戦えるのか、あるいは一強三弱になるのか。いずれにせよ、NTT 分割によってわが国の情報通信市場の再編がさらに進むことは間違いない。

## [ 6 ]

以上のように、第一次と第二次の情報通信改革は、情報通信市場の新規参入を促進し、情報通信市場の活性化を実現して、競争市場へと転換させてきた。各企業は、将来の情報通信市場の動向を見据えながら、激しい競争を展開している。すでに述べた日本テレコムと日本国際通信の合併もその一つであるし、各種の料金割引サービス競争や付加サービス競争もその成果である<sup>9)</sup>。

さらに、国内だけにとどまらず、国際競争も厳しくなる中で、各グループ・各企業はその対応に迫られている。国際的な動きを見てみると、BT（英テレコム）と MCI（米第二の国際通信企業）による新世代通信コンソーシアム「コンサート」が93年の3月に、日本の KDD が出資している、AT&T を核とする世界通信連合体「ワールドパートナーズ」は同年の6月に、独テレコムと仏テレコム、そしてスプリント（米第三の国際通信企業）

---

9) もっとも、こうしたサービスよりは、米国と比べてかなり割高な料金体系そのものの低価格化のほうが、利用者の便益を高めることは言うまでもない。これからの競争に期待しよう。

による「グローバルワン」が94年の6月に発足している。これらの企業連合は欧米の情報通信会社を巻き込んで、合従連衡を繰り返しながら、世界の情報通信市場での覇権争いを、今、まさにおこなっているのである。

例えば、NTTなどは、「国際戦略を持たない世界最大の巨人といわれ、BTやAT&Tと等距離を置きつつも、グローバル戦略はまだ確立していない」<sup>10)</sup>とされている。「眠れる巨人」と揶揄される所以である。しかし、時代は待ってくれない。将来、外資規制が完全に撤廃される可能性は高い。その時に、国内だけに目をむけている情報通信企業は、確実に淘汰されるだろう。

したがって、これからの情報通信政策は国内だけではなく、『21世紀ビジョン』が強調するような、世界的な規模での「大競争時代」に向けての国家レベルでのシナリオを必要とするだろう。舞台は情報通信の世界市場。登場人物は各国の大中小を織りませた情報通信企業（有線・無線放送会社も含む）。そこで、誰が主役を演じるのか。脚本家と演出家、そして役者の力量が問われることになる。

主役を演じられるような役者を自前で養成することができるのか。そのためのより一層の競争基盤と環境作りが、今、わが国の情報通信政策に求められているのである<sup>11)</sup>。

---

10) 奥村皓一「欧米メガキャリアー三極の合従連衡」（『週刊エコノミスト』1997年、10/7号、毎日新聞社）63頁。

11) 『21世紀ビジョン』では、次のように述べられている。『従来の行政の在り方に見直しが求められている今日、情報通信行政には、「明確なビジョンの提示」、「情報通信基盤の整備」、「ダイナミックな競争の促進」、「社会的公平制の確保」、「グローバルな政策展開」という五つの役割が求められる。』

なお、本稿では触れられなかったが、情報通信革命には、本稿でとりあげた電気通信分野だけではなく、デジタル化やそれに伴う多チャンネル化競争を繰り広げている無線・有線放送分野も含んでいる。正確には、それらを合わせて、情報通信分野ということになろう。現在では、インターネットを通じたTVの放映や音楽の提供といったことがおこなわれており、従来の通信、放送という「垣根」はなくなりつつある。そして、この分野でも国際競争は激しさを増してきている。この「通信と放送の融合」というテーマをどのようにリードしていくのかも、これからの情報通信政策の大きな課題である。